



5月号

いずみ



消費者被害注意報発令中!!

平成29年3月
相談件数 **604件**

(前月比: + 84件)

(前年同月比: Δ116件)

掲載内容

- 5月は、消費者月間です!
- 特集** エネルギーシステム改革
～都市ガス小売全面自由化がスタートしました～
- 相談員の部屋「架空請求」・TOPICS「旅行契約」
- ちばし消費者応援団を募集しています!
- ちばし消費者応援団(団体会員)活動紹介 vol.10
「千葉食物アレルギー親子の会」

5月は、消費者月間です!

消費者問題に集中的に取り組む月として制定されています。

取組み その1

消費者月間 記念講演会を開催します!

参加費無料

スーパー主婦の 片づけ術 & 家計管理術

雑誌やテレビで「スーパー主婦」として活躍する、井田典子さんを講師にお招きし、上手な片づけと家計管理の方法について、ご講演いただきます。

千葉大学落語研究会による悪質商法をテーマとした創作落語も同時開催!

日時:平成29年5月26日(金) 14:00~16:30 定員:80人(多数の場合抽選)

場所:千葉市消費生活センター(〒260-0045 中央区弁天 1-25-1 ※地図参照)

申込:往復はがきか電子申請(インターネット)で。5月16日(火)必着

必要事項=代表者の氏名・住所・電話番号、参加人数。はがきは返信用の宛名も。

☆1歳6カ月以上の就学前児の託児あり。希望する方は、申込み時に子供の年齢を明記。詳細はホームページで。



井田 典子 さん

取組み その2

消費者月間 特別展示をおこないます!

消費者教育に関する、千葉市や市内の団体等の活動を紹介する特別展示をおこないます。

日時:平成29年5月18日(木)~23日(火) (22日(月)は休館)

場所:千葉市生涯学習センター(中央区弁天 3-7-7) アトリウムガーデン ※見学自由



←昨年度の模様

千葉市消費生活センターをご利用ください!

千葉市消費生活センターは、千葉市役所の機関として、商品やサービスに関する相談を受けたり、情報を提供したりしています。

お気軽にご利用ください。

消費生活相談のご案内 ※電話・来所は祝日および12月29日~1月3日を除く

○電話相談 043-207-3000(月~土 9:00~16:30)

○来所相談 千葉市消費生活センター2階(月~金 9:00~16:30)

○メール相談 千葉市 インターネット 消費生活相談 検索 (24時間受付)

○区役所出張相談 各区役所(下表の曜日 9:00~12:00 ※受付は11:30まで)

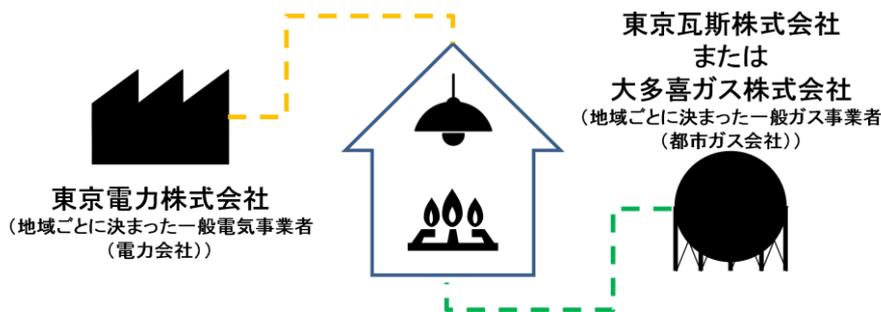
中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
第2・4 月曜日	第2・4 水曜日	第2・4 火曜日	第2・4 金曜日	第2・4 月曜日	第2・4 木曜日



所在地:中央区弁天 1-25-1
開館時間は平日 8:30~17:30

「光熱費」という言葉があるように、わたしたち消費者はエネルギー市場を一体のものとして捉えています。しかし、これまでの日本には「エネルギー市場の垣根」があり、家庭で使う電気や都市ガス等のエネルギーについては、住んでいる地域によって契約できる会社があらかじめ特定されており、個々に契約するしかありませんでした。

電力・都市ガス小売自由化前(2016年3月末まで) ※千葉市の場合



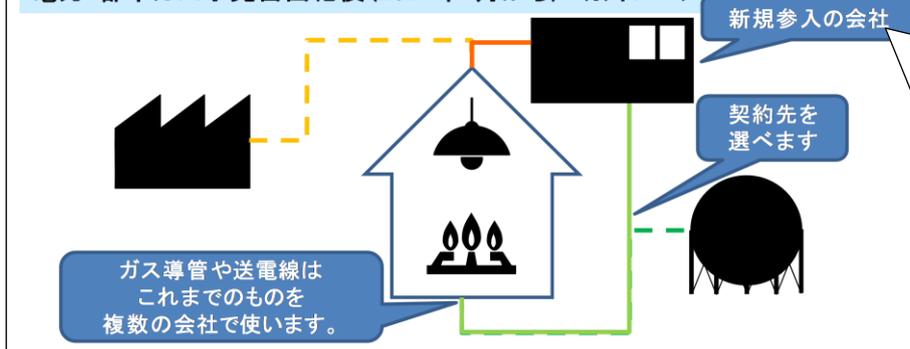
技術の革新や異なるサービスの融合といった日本全体の成長、そして、料金の抑制や安定供給の確保といった消費者利益の向上を目標に、「エネルギー市場の垣根」を取り払う政策が「**エネルギーシステム改革**」です！



電気や都市ガス、再生可能エネルギーなどを一体のものとして捉えた、総合的なエネルギー市場を創り上げる「エネルギーシステム改革」は、20年以上かけて行われています。

家庭に販売する(小売り)エネルギーについては、**電気が2016年4月から、都市ガスが2017年4月から**、各々全面自由化されたため様々な業種の会社が参入し、独自のサービスや料金割引等を展開しています。

電力・都市ガス小売自由化後(2017年4月から) ※イメージ



■様々なプランのイメージ■

電力・都市ガス小売会社なら…

電気とガスの同時契約による割引プラン



携帯電話会社なら…

携帯料金とのセット契約割引プラン



通販サービス業者なら…

ポイント付加プラン



住宅メーカーなら…

住宅購入顧客への割引プラン



クリーン電力会社なら…

エコ発電した電気を使うプラン



つ
ま
り

様々な業種の会社がエネルギーを販売できるようになったので、私たちはライフスタイルに応じて商品を選び、自由に契約できるようになりました！

一方で、契約してから後悔しないよう、都市ガスの契約に関しては特に次の点を覚えておきましょう！

■都市ガス小売事業者は、登録を受ける必要があります■
契約しようとする事業者が登録を受けているかどうか、資源エネルギー庁のホームページで確認してください。

■都市ガス小売事業者には、諸々の義務が課されています■
消費者トラブルを未然に防ぐため、消費者への契約条件の説明義務や、書面交付義務、苦情や問い合わせへの対応義務があります。



消費者保護が
制度化されています。

料金のみではなく、保安への取組や契約期間、契約解除などの諸条件をよく確認して、納得したうえで契約をすることが重要です。

エネルギーシステム改革で、変わること・変わらないこと

《ここが変わりました》

- 一般家庭でも電気や都市ガスの購入先を選べます。
- 「エネルギー市場の垣根」がなくなることで、異なるサービスとの融合や、技術革新の創発が期待できます。

《ここは変わりません》

- これまでどおり、電気は従来の電力会社の送配電網、都市ガスは従来の都市ガス会社の導管網を経由します。そのため、電気や都市ガスの品質は変わらず、事業者による優劣もありません。
- これまでどおり、送配電については政府が許可した会社が担い、都市ガス管の点検・緊急対応などの保安・管理については従来の都市ガス会社の導管部門が行います。

都市ガス小売全面自由化 Q&A

Q 都市ガスの小売自由化を最近知りました。特に手続きをしていませんが…？

A 手続きをしなくても、従来の契約が続くので、「都市ガスが止まってしまうのでは…」といった心配は不要です。

Q 賃貸住宅に住んでいます。新規参入の都市ガス小売事業者から都市ガスを買えますか？

A もともと都市ガスの供給を受けている場合は、基本的に可能です。ただし、LPガスの供給を受けている住宅や、オール電化の住宅で、都市ガスに切り替える場合は、都市ガス用の配管やガス器具の調整・買替え等が必要になることがあるため、管理会社等の関係者に確認してください。

Q 契約先の都市ガス会社を切り替える場合、ガスメーターやガス器具等（ガスコンロやガス給湯器等）は取替えが必要ですか？

A もともと都市ガスの供給を受けている場合は、原則としてメーターや器具等の取替えは必要ありません。

Q 自宅の新築を予定しています。都市ガス引き込み工事は誰に頼めばよいですか？

A どの都市ガス会社と契約しても、都市ガス引き込み工事や内管工事の手続きは従来の都市ガス会社の導管部門が行います。消費者が直接申し込むほか、新築工事をする工務店等が消費者に代わって手配することも考えられます。

トラブルや疑問が生じたときの相談先



お気軽にご相談ください！

千葉市消費生活センター

相談専用電話 043-207-3000

(平日 9:00~16:30 ※祝祭日除く)

👉消費生活相談の詳細は1面をご覧ください！

電力・ガス取引監視等委員会相談窓口

電話 03-3501-5725

受付時間 9:30~12:00、13:00~18:30

E-mail dentorii@meti.go.jp

※この記事は、経済産業省、電力・ガス取引監視等委員会のホームページ等を参考・引用して作成しています。



最近、格安旅行会社が破産した報道がありました。経営状況が悪化した会社や、悪質な営業をする会社は、契約後にトラブルが発生する危険があります。

特に、「破格の値段」や「現金払い限定での割引」などのうたい文句には注意しましょう。

楽しみにしていた旅行に行けなくなる上に、支払ったお金が戻ってこないという辛い思いをしないために、適正価格の感覚を失わないよう、冷静に契約しましょう。

《相談員の部屋》はがきやメールを使った「架空請求」の相談が増えています。はがきなら公的機関を、メールなら大手業者を騙ることが多いようです。/いずれの場合も、料金の未払いがあり、至急連絡しなければ訴訟になると書いてありますが、請求内容自体は、はつきりとは書いてありません。/送付先の住所・氏名、メールアドレス等は、たまたま入手できた個人情報や、機械的に作成されたローマ字や数字の組み合わせが使われます。/一通の「請求」をあなたに届けるために、大量の届かない「請求」がなされているのです。/身に覚えのない請求は無視しましょう。それでも不安な場合は消費生活センターへご相談を。

ちばし消費者応援団（団体会員・個人会員）を募集しています！



←ちばし消費者応援団
シンボルマーク

千葉市消費生活センターでは、消費者被害の防止や環境・社会への配慮に関する活動を行う団体や、消費者教育に興味のある個人を対象に登録制度を設け、その活動を支援しています。

会員になると？

- 消費生活センターの施設を、消費生活に関する活動をする場合に無料で利用できます。
- 「暮らしの情報いずみ」等を毎号お届けします。
- 消費生活センターのホームページや情報紙等で活動内容を紹介します。
☆ご登録時、個人会員にはシンボルマーク入りのキーホルダー、
団体会員にはシンボルマーク入りの掲示用ステッカーをプレゼント！

たとえばこんなことに

関心がある方は、
消費生活上級者！
ぜひご登録
ください！



- 食品ロスが出ないように工夫する
- ごみを減らすためエコバッグを使う
- 消費者被害の情報を得、近所で共有する
- 地球温暖化に配慮し、節電する
- フェアトレード品を購入する
- 地産地消を実践する



難しく考えなくて大丈夫！

自分の・地域の・未来の消費生活をよりよくしたいという想いのある方を募集しています。

詳細・登録方法は、千葉市消費生活センターホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。

ホームページ <https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/shouhishaouennandanntop.html>

電話 043-207-3602（消費者教育班）

ちばし消費者応援団 検索



ちばし消費者応援団（団体会員）活動紹介 vol.10

千葉食物アレルギー親と子の会

千葉食物アレルギー親と子の会は、千葉大学医学部附属病院・千葉県こども病院・独立行政法人国立病院機構下志津病院へ通院する食物アレルギー患者とその家族で活動する会です。食物アレルギーに関する市民の理解を深めるために、講演会やイベント等を行っています。

毎年3月と9月に食物アレルギーをテーマとした講演会や、おしゃべり会等も実施しています。9月には学校給食をテーマとした講演会を計画しています。（講演会の情報や活動内容は <http://alleoyako.blog.fc2.com/>にて公開しています。）



昨年のクリスマス会の様子